

○沖縄県立看護大学ティーチング・アシスタント取扱規程

(平成 19 年 4 月 25 日)

[沿革] 平成 21 年 2 月 18 日 改正

平成 24 年 11 月 21 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科（以下「研究科」という）に在籍する博士課程学生に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせることによって、当該学生の教育トレーニングの機会を提供し、将来の教育研究者としての資質を向上させるとともに、学部教育の充実を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 前条に掲げる教育補助業務を行う学生をティーチング・アシスタント（以下「TA」という）という。

(業務内容)

第 3 条 TAは、本学の学部学生及び博士前期課程学生に対する授業（実験、実習、演習等）に関して、研究指導教員の指導の下に、自己の学習に支障のない範囲で教育補助業務を行う。

(応募及び選考)

第 4 条 TAに応募できる者は、本学の博士前期課程及び博士後期課程の学生とする。応募に際し、申請書(様式第 1 号)、及び、在籍する研究指導教員の推薦書（様式第 2 号）を添えて研究科長へ提出する。

2 選考は、教育補助業務の遂行能力があると認められる者を研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(任用、勤務時間等)

第 5 条 TAの任用期間は 1 年以内とする。

2 勤務時間は、1 週間あたり 10 時間（月 40 時間）以内とし、当該学生の授業などに支障が生じないように配慮しなければならない。また、研究指導教員は、TA に対して、あらかじめ教育補助業務に関する指導を行わなければならない。

(計画書の提出)

第 6 条 科目責任者は、依頼書（様式第 3 号）、業務内容計画書(様式第 4 号)を研究科長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第 7 条 科目責任者は、業務内容報告書(様式第 5 号)を毎月作成し、研究科長に提出しなければならない。

(報償費)

第 8 条 TAには、予算の範囲内で報償費を支給する。

(雑則)

第 9 条 この規定に定めるもののほか、TAの取り扱いに関する必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 21 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

年 月 日

申 請 書

研究科長 殿

私は、ティーチング・アシスタントを希望しますので、よろしくお願ひします。

記

1 課程・分野・領域・年次

_____ 課程 分野 領域 年次 _____

2 氏名

_____ 印 _____

年 月 日

推 薦 書

研究科長 殿

研究指導教員名

印

ティーチング・アシスタントとして、下記のとおり推薦します。

記

1 分野・領域・年次

_____ 分野 領域 年次 _____

2 氏名

3 授業科目名

4 推薦理由

年 月 日

依 頼 書

研究科長 殿

科目責任者 _____ 印

ティーチング・アシスタントが、下記のとおり必要ですので、よろしくお取り計らい
願います。

記

1 授業科目名

2 従事期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 業務内容

4 ティーチング・アシスタントに期待される効果

様式第4号

研究科長 殿

科目責任者 _____ 印

業 務 内 容 計 画 書

授業科目名 (_____)

分野・領域・ 年次	
氏 名	
任 期	年 月 日 ~ 年 月 日
業務内容	
備 考	
研究指導教員 承認欄	研究指導教員 _____ 印

様式第5号

沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科長 殿

科目責任者 _____ 印

業 務 内 容 報 告 書

授業科目名 (_____)

分 野		領 域	
年 次		氏 名	

実施日・時間数	業 務 内 容	本人印
月 日 時間		
計	月 分 累計	時間